

茨木市地域コミュニティ 基本指針

～住みよい地域社会をめざして～



平成24年(2012年)10月

茨木市



茨木市民憲章

【 前 文 】

わたくしたちは 茨木市民です

わたくしたちの 茨木市は

京阪神を結ぶ要路にあって

めぐまれた自然とゆたかな歴史をうけつぎ

発展しつづけている希望のまちです

わたくしたちは

このまちの市民であることに誇りと責任をもち

みんなのしあわせをねがって

より住みよい郷土をつくるために

この憲章をさだめます

【 本 文 】

わたくしたち 茨木市民は

1. 心をあわせて あすの力をそだてましょう
1. 仕事にはげんで 明るい家庭をきずきましょう
1. 環境をととのえて 美しいまちをつくりましょう
1. きまりをまもって 良い風習をひろめましょう
1. 教養をふかめて みんなの文化をたかめましょう

昭和41年(1966年)11月3日制定

茨木市地域コミュニティ基本指針策定にあたって

茨木市では、従来から、ふるさと意識の醸成や親睦のための「ふるさとまつり」「地区レクリエーション大会」、高齢者への感謝と敬意をこめた「敬老会」、青少年の健全育成を目的とした様々な事業など、市民の主体的な取り組みによる地域活動が活発に展開されてまいりました。

このような取り組みは、地域の連帯感を支え、ひいては本市の発展に大きな役割を果たしてきたと言っても過言ではありません。

しかし、昨今、社会構造の変化や人と人とのつながりの希薄化などによって、地域において様々な課題が生起しております。

こうした地域の諸課題に対し効果的・効率的に対処し、また、活発な地域活動を持続・発展させていくためには、多くの市民の参加と相互連携を深めながら「地域力」をさらに高めていかなければならないと考えております。

この指針は、市民はもとより、茨木市の地域コミュニティに関わるすべての方々がその大きな方向性を共有し、住みよい地域社会をめざすための道しるべとなるものであります。

私も、この指針をもとに、地域コミュニティに対する様々な施策を展開するとともに、地域活動を支援し、協働のまちづくりを進めていきたいと考えておりますので、皆様方のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

結びに、この指針の策定にあたって、検討委員会で熱心にご議論いただいた皆様、また、アンケート、パブリックコメントにご協力いただいた方々に厚くお礼を申し上げます。



茨木市長

木本 保平

目 次

はじめに

1 策定にあたって	1
(1) 背景	1
(2) 目的	1
(3) 位置づけ	1
2 茨木市の地域コミュニティの特性	2
3 市の現況	3
(1) 人口、世帯数、高齢化率の推移	3
(2) 自治会	4
①役割 ②現状と課題	
(3) 地域組織	6
①役割 ②現状と課題	
(4) NPO、学校、事業所との連携	7
(5) 地域活動拠点	7
①現状と課題	
4 地域コミュニティ活性化に向けた方向性	9
(1) 地域コミュニティの圏域	9
(2) 地域コミュニティのめざす方向性	9
◎住民が交流し連携する地域コミュニティ	
◎多様な主体の協働により活性化する地域コミュニティ	
◎地域住民が自ら自律的に育む地域コミュニティ	
5 地域コミュニティ活性化に向けた方策	11
(1) 地域が主体的に行う取り組み	11
①協議の場づくり	
②地域組織の活性化	
③地域自治組織（地域協議会）づくり	
④地域コミュニティ活動を先導する人材の発掘・育成	
⑤地域情報の共有化	

(2) 地域・行政との協働での取り組み	14
①地域活動の財源確保	
②NPO、事業所など、多様な組織との連携・協働	
③自治会加入の促進	
④地域まちづくり計画の作成	
⑤支え合いのしくみづくり	
⑥人材育成研修会	
(3) 行政の取り組み	18
①地域活動拠点の整備	
②地域担当職員制度の推進	
③職員の意識改革	
④地域活動への財政支援	
⑤様々な情報や機会の提供	
⑥横断的な組織体制（庁内連携組織）づくり	

資料編

(1) (仮称) 茨木市地域コミュニティ基本指針検討委員会	21
(2) 政策推進会議行政経営部会 地域コミュニティ推進検討部会	23
(3) パブリックコメント	23
(4) 地域コミュニティに関するアンケート調査結果	24





はじめに

茨木市では、市民※¹参加の仕組みづくりを掲げ、市政への参画の促進、市民やNPO※²などによる自律的な公益活動の支援、促進などを将来計画として、市民協働のまちづくりをめざしています。

これに伴い、地域、行政などが一体となって進める地域づくりの基本的な考え方を明らかにする茨木市地域コミュニティ基本指針の策定をすることとしました。

この基本指針策定にあたり、学識経験者や地域活動を推進する組織の代表者、公募の市民で構成する「（仮称）茨木市地域コミュニティ基本指針検討委員会」を設置し、本市の地域コミュニティ※³の現状を踏まえ、今後のあり方、方向性などについて、議論を重ねてきました。

また、市民2,000人を対象とした地域コミュニティに関するアンケート調査を行い、地域コミュニティの推進を図るための取り組みを検討しました。

基本指針の策定に向け、上記検討委員会での議論や地域コミュニティに関するアンケートにおける意見などをもとに、平成24年3月22日に検討結果報告が提出されました。

さらに庁内検討部会の議論を経て、茨木市における地域コミュニティの方向性を明らかにするとともに、それを実現していくための方策についてまとめています。

※1 「市民」とは、広く全体を指す場合に使います。

※2 「NPO（Non Profit Organization）」とは、民間の非営利組織のことで、営利を目的としない団体の総称。

※3 「地域コミュニティ」とは、一般的にコミュニティ=共同体と訳されますが、この指針では、自治会をはじめとする地縁を基礎に結びつく共同体を言います。

1

策定にあたって



(1) 背景

人々の意識の変化や生活様式の多様化が進み、地域社会を取り巻く環境は大きく変化しています。

本市においても、世帯構成の変化や自治会加入率の減少などに伴い、地域における連帯感が希薄化している傾向にある中、地域では福祉、環境、防災など様々な場面で課題が生まれています。また、人々の暮らしにおける分野での問題は複雑化、多様化しており、行政サービスや施策のみでこれら地域の課題すべてに対応することは困難です。真に豊かで持続可能な地域社会をめざすためには、地域住民※4が一体となり、自らの協議や行動を活かし、行政とともに地域の課題解決に取り組むことが必要です。

(2) 目的

市民自らが力を合わせ、安全・安心な住みよいまちづくりに取り組むには、地域の各組織などが連携をして、自立した対等な関係で討論・協議し合い、福祉や環境などに関する具体的な地域の課題解決に向けて取り組みを進めることが必要です。

本市では現在、各々の地域において住民による活発な活動が行われ、行政においても地域コミュニティの活性化施策を展開しています。さらに、個々人の共通した関心ごとによって結びついた自発的な市民活動が広まり、市民の知恵と力によって社会を変革する流れが起きています。

そこで、現状を踏まえ、将来の地域のあるべき姿を明らかにし、市民、事業者、NPO、行政など様々な主体が共通の目標に向かって進むことができる、地域づくりの共有の指針となる地域コミュニティの活性化に向けた道標を定めています。

(3) 位置づけ

本市では、平成27年度（2015年度）を目標年度とする「茨木市総合計画」を平成17年（2005年）3月に策定し、市全体のまちづくりや地域社会づくりに対する市民の高い認識と強い連帯感を基盤とすることをめざして、市民、事業者、市が一体となって、総合的・計画的なまちづくりを推進してきました。

そして、持続可能な都市、連携と協働、自律のまちづくりを、基本構想づくりの基本的な視点として取り組んできました。

この地域コミュニティ基本指針は、その取り組みにおいて、特に地域コミュニティを活性化していくうえでの基本的な方向を示すものです。

※4 「住民」とは、地域に限定した場合に使います。

2

茨木市の地域コミュニティの特性



茨木市は、戦後の混乱期の昭和23年（1948年）、市制を施行しました。戦前も含めた当時の本市の地域コミュニティは町内会や部落会といった組織が中心であり、地域の諸課題解決や行政との窓口として大きな役割を担ってきました。地域の行事（まつりなど）は、町内会や部落会の中の青年会や婦人会と呼ばれる組織が主に担っていました。

戦後、地域コミュニティの中心組織は自治会と名を変え、地域の自治組織として定着しました。加えて、子どもの健全育成や社会教育といった、一定のテーマをもった地域組織の創設が進められ、PTAや社会教育法の制定による公民館などが組織、設置されました。

その後、多くの都市問題に対応するため、市の主導によって、教育、福祉、青少年の健全育成、防犯、防災などのテーマ型の地域組織が設立され、今日に至っています。

茨木市の特徴として、公民館活動があげられます。茨木市では、昭和25年（1950年）に公民館条例を制定して以来、公民館を次々と建設し、活発な公民館活動を推進してきました。

公民館を建設しない小学校区においては、小学校内に公民館を併設することにより、「公民館」（組織）を概ね全小学校区に設置し、加えて、地域の運動会や夏まつりをその公民館が中心となって実施する施策をとってきました。現在は、公民館だけでなく、コミュニティセンターも設置されており、独立館でない公民館は、コミュニティセンターに併設されています。

テーマ型の地域組織が多く設立され、市の各担当課がそれぞれの地域組織との関係を深め、個別の課題に取り組んできた結果、従来のような自治会を先頭にした垂直型のコミュニティではなく、自治会を含めた多くの地域組織が併存するコミュニティへと変化しています。本市では、自治会を地域コミュニティの核ととらえ、自治振興課（現 市民活動推進課）を設置するなど、地域からの要望を統括的に処理する部署を設け、その支援に努めてきました。しかしながら、様々な分野の課題が生起する地域社会を包括的に取り組む施策は十分ではありませんでした。

地域連帯感の希薄化や時代の変遷の中、従来とは違った地域課題の解決をコミュニティごとに進めていく支援が不可欠です。そこで、平成20年度（2008年度）に、地域の各組織が横の連携を深めた活動や組織化を支援する試みとして、「地域担当職員制度」を設け、その拡大を図っています。

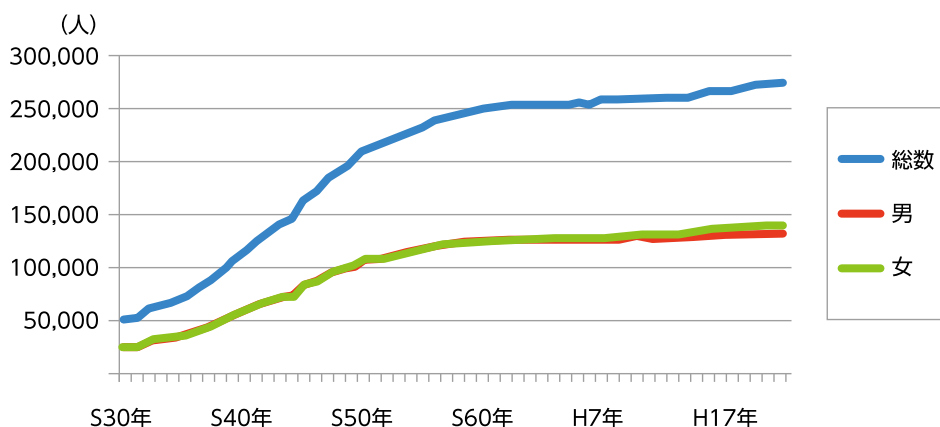
3

市の現況



(1) 人口、世帯数、高齢化率の推移

茨木市の人口は、昭和60年（1985年）に25万人を超えた後、増加傾向がやや弱まり、微増傾向となりました。平成16年（2004年）、新しいまち「彩都」の開発により、人口の増加傾向が強まり、現在は27万人を超え、再びゆるやかな増加傾向に転じています。平成27年（2015年）には、立命館大学新キャンパスの開設が予定されており、特に若い世代の昼間流入人口は大幅に増加すると予測されます。

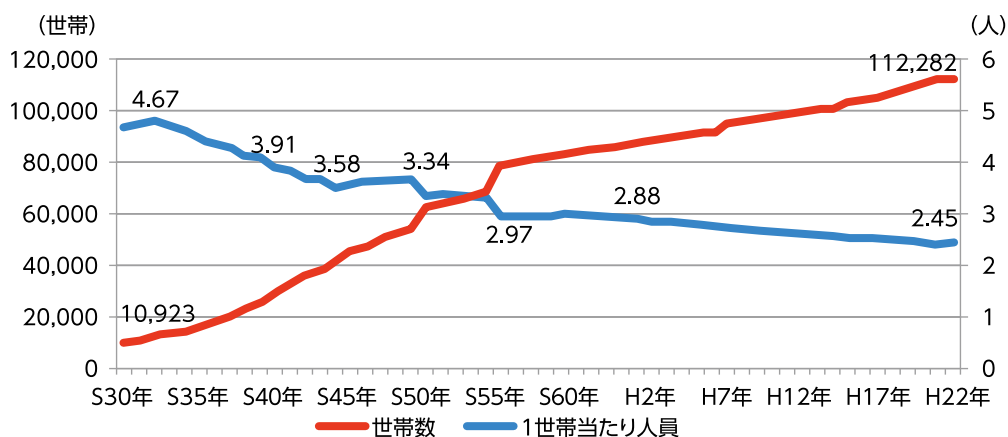


資料1.茨木市における人口の推移 (国勢調査)

世帯数の推移については、1世帯あたりの人数は、昭和30年（1955年）の4.67人から、平成22年（2010年）には2.45人となっています。単身世帯の増加傾向を表しています。

年齢別人口については、若い世帯が増加しているものの、高齢化は着実に進んでいます。高齢化率は、平成17年（2005年）の15.5%から、平成22年（2010年）には、19.6%となっています。

住居形態については近年、持家比率は高まっています。人口移動が減少傾向にあり、終の棲家とする世帯と高齢世帯の増加が考えられます。



資料2.茨木市における世帯数の推移 (国勢調査)

茨木市は、北部地域、丘陵地域、中心地域、南部地域と、大きく4つに分かれており、地域ごと、校区ごとに、人口規模や地域課題は大きく異なっています。

中心地域の茨木小学校区、春日小学校区、中条小学校区、大池小学校区、中津小学校区などは人口が1万人を超えています。丘陵地域では、人口減少が見られる校区がある中、工場跡地や企業の福利施設の跡地にマンションや一戸建ての開発が進んだ太田小学校区は、人口が1万人を超えています。北部地域の忍頂寺小学校区、清溪小学校区では、人口が1,000～1,500人となっています。

(2) 自治会

1 役割

自治会は、住民自治や住民間の親睦・相互扶助などを目的に活動しており、歴史も長く、地域活動の包括的・中心的な役割を果たしています。

自治会は、地域のコミュニケーションの推進と明るく住みよいまちづくりをめざして活動しており、下記のような様々な役割を担っています。

自治会の役割

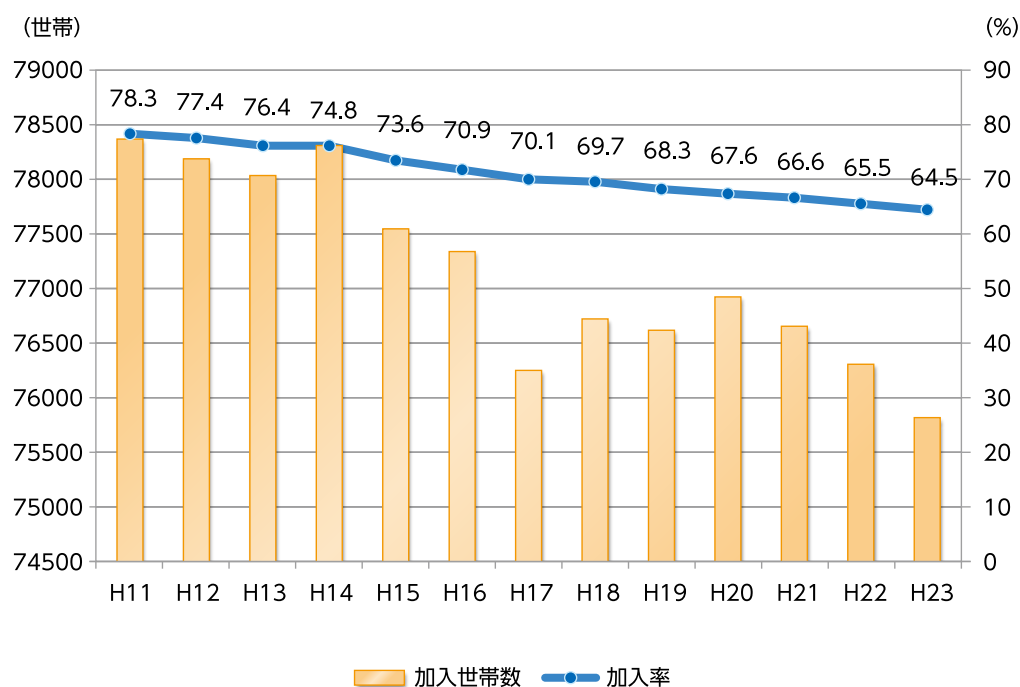
- 住民相互の連絡・レクリエーション行事・慶弔などの親睦機能
- 街路灯、防災・防犯などの安全・安心機能
- ごみ集積場の管理、地域清掃などの環境整備機能
- 行政及び外郭団体情報の伝達・調整、募金活動などの行政連携機能
- 地域内の調整、行政への陳情・要望などの地域調整機能
- 地域コミュニティ組織への参画などの対外的代表機能

また、自治会相互の親睦や自治会同士が共同で課題解決することを目的とした地区連合自治組織（概ね小学校区単位で結成）があります。地区連合自治組織の会長により茨木市自治会連合会が組織され、市の担当者とともに、自治会に関する共通の課題の解決に向けて協議を行っています。

2 現状と課題

自治会の活動内容や活性化の現状においては、格差が見られます。活発に自治会活動を行っている地域では、地域の課題解決に取り組み、住みやすい環境が整い、地域の安全・安心が高まっています。また、自治会の活動に参加することで、地域の人たちとのふれあいが生まれ、交流が深まり、楽しみを共有する事例が見られます。

しかし、ここ十数年来、茨木市の自治会加入率は減少傾向にあり、毎年、約1%ずつ加入率は下がってきており、平成23年度は64.5%となっています。



資料3.茨木市自治会加入世帯数・加入率の推移（茨木市市民活動推進課資料）

その要因として、高齢化による活動への参加意欲の減少、自治会活動の形骸化、役員への負担感、無関心層の増加などがあげられます。

複数校区において、「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚、連帯感に基づき、自治会などを母体にして自発的に自主防災組織を結成する動きが見られます。災害による被害を軽減するための、防災訓練などが各地域で広がっています。

しかしながら、地域内の情報共有化の問題として、地域の活動案内は自治会を通じて行われるため、自治会未加入者には自治会内の回覧物が届かず、自治会未加入者は防災事業にも参加しない傾向があります。災害時には近隣の連帯感が重要であり、住民同士の安心感にもつながるため、防災活動を活性化していくうえでも自治会への加入を促進する必要があります。

地域コミュニティに関する市民アンケートにおいて、自治会加入および未加入の理由が明らかになっています。「義務だから」「加入を勧められた」という自治会加入に消極的な意見が見られる一方、「生活に必要な情報を得るため」「隣人との親睦を付加していきたい」という積極的な意見も見受けられます。

一方、加入していない理由として、「自治会に加入するきっかけがない」ことが一番大きな理由となっています。

現在、茨木市の自治会加入は、①居住地の自治会長や役員に届けていただく ②自治会長や役員が不明な場合、市役所に相談する、という手順になっています。

(3) 地域組織

① 役割

市内には、概ね小学校区を単位として、公民館区事業実施委員会、地区老人クラブ連合会、自主防災会、防犯協会支部、小学校PTA、こども会育成連絡協議会、人権啓発推進委員会、青少年健全育成運動協議会、地区福祉委員会などの地域組織があります。

公民館区事業実施委員会は、社会教育、文化に関する事業、地区老人クラブ連合会は高齢者の生きがい・健康づくりの増進に関する活動、防犯協会支部は各種犯罪・非行の防止の活動などを行っています。地域組織は地域住民を対象としていますが、それぞれ目的は異なります。

放課後子ども教室など、より多くの地域住民の協力が必要な事業については、各地域において、事業ごとに自治会および地域組織が連携して組織化を図り、実行委員会を設置するなどして運営されています。

② 現状と課題

地域組織は、年代別、目的別に、市民生活に関わる多種多様な活動を行い、市内の各地域で活発な取り組みを展開しています。未来を担う子どもたちが「この地域に住んでいて良かった」と言える場づくりをめざす動きが見られます。

行政の担当部署が各々に地域に事業実施を依頼してきており、縦割り行政の弊害が見られます。地域組織の活動は活動内容、活動頻度についても校区ごとに違いが生じ、必ずしも地域のニーズに即したものになっていない場合があります。各組織間のコミュニケーションを密にして、庁内の各担当課も連携を図ることで、行事の効率化、規模の拡大に期待ができます。

自治会活動と同様に、地域組織についても活動への参加者が固定化しているという課題が見られます。役員の高齢化、長期在任の課題は深刻化しており、「役員のなり手がない」という声も出てきています。時代のニーズに合わせて、柔軟に活動内容を見直しながら、できるだけ多くの人に運営に携わってもらうことが必要です。

「地域コミュニティに関するアンケート」では、各組織の活動について約1/4の回答者は「参加していないのでよくわからない」と答えており、地域活動の周知が必要です。

また、地域の活動への参加理由として、「充実感がある」「地域への貢献をしたい」「知識を生かしたい」という生きがいづくりにつながる意見と、「地震災害に備えるため」という不安感の解消につながる意見があります。

希望する地域活動のテーマとしては、生活に密着した清掃活動のほか、地区体育祭や趣味などの文化活動、夏まつりなどの地域イベントといった地域交流を目的としている活動が多く見られます。防災活動や地域の安全を守る活動、高齢者への福祉活動については、今は参加ができてはいないものの、将来は参加を望む意見が多く出ています。

(4) NPO、学校、事業所との連携

NPOは、市全体を対象エリアとして活動する組織もありますが、一つの校区エリアで活動している組織は多く存在します。また、少人数でサークル的な活動を行っている団体が多く見られます。内容は福祉に特化した活動が多く、その理由は、近所の高齢者を見過ごせないなど、目に見えやすい課題に取り組む傾向が見られます。

茨木市市民活動センター※5には、NPOをはじめとする100以上の市民活動団体が登録をし、地域密着型の活動を展開しています。NPOの中にはスタッフを雇い、高齢者に対するデイサービスやグループホームの活動をしているところがあり、市内で増加傾向にあります。

しかしながら、市民は多くのNPO、市民活動団体の活動の実情について知る機会が少なく、地域組織とNPOが連携、協力している事例はあまり見受けられません。今後は、子育てサロンや高齢者サロンなどの活動において、地域組織とNPOが連携、協働していくことで大きな効果が期待できます。

学校、事業所と地域組織との連携も進める必要があります。市内には、大型ショッピングセンターをはじめ、工場、商店などの様々な事業所があります。平成20年度（2008年度）に実施した「茨木市内事業所現況などに関するアンケート調査」によると、「地域貢献を行っている」と回答した事業所は半数を超えています。また、市内には、複数の大学や高校があり、若い世代のコミュニティの参加も期待できます。

※5 「茨木市市民活動センター」とは、平成18年10月に、市民会館の2階に、市民らの公益活動の促進を目的に開設された施設。

(5) 地域活動拠点

① 現状と課題

市内の地域活動拠点は、「昭和」までは公民館の整備を進め、「平成」以降は、コミュニティセンターの整備を進めてきました。市内各32小学校区において、公民館、コミュニティセンターのいずれかの地域活動拠点が設置されています。

平成24年4月には、新たに「彩都西コミュニティセンター」が開設され、また、公民館のコミュニティセンター化のモデル事例として、三島公民館が三島コミュニティセンターに移行しました。独立した建物としては、21公民館、1公民館分室、12コミュニティセンターがあります。集いや生涯学習を行えるコミュニティ活動を促進する場として利用されています。

公民館とコミュニティセンターの違いについては、公民館は市直営で、社会教育法に基づく施設ですが、コミュニティセンターは指定管理者制度※6を採用しており、地域組織で構成される管理運営委員会で運営されています。利用範囲にも違いがあります。公民館は非営利で、政治的・宗教的な利用など、一定の制限を設けていますが、コミュニティセンターは公序良俗に反することなど以

外、飲酒なども含めた会議も可能で、制限もほとんどなく、年末年始以外、基本的に通年開館している施設です。

公民館の利用率については、若年層をはじめ、減少傾向が見られます。コミュニティセンター、公民館の違いは地域住民にとっては理解しづらいとの声もあがっており、市内で校区ごとに地域活動拠点の利用目的に差が生じぬよう、将来的には、施設としては一本化していく必要があります。

また、公民館運営委員会とコミュニティセンター管理運営委員会メンバーが重複している事例も見受けられます。同様の会議が続かぬよう、今後は整理をしていく必要があります。

さらに、「地域コミュニティに関するアンケート」によると、約6割の人が、公民館もコミュニティセンターも利用していない結果が出ています。地域住民の様々な人たちが地域活動拠点を活用できる工夫が必要です。

地域活動拠点型の公の施設として、市民会館、市民総合センター、男女共生センター、いのち・愛・ゆめセンターなどがあります。

その他、各自治会が所有する自治会館、府営、市営、UR、雇用・能力開発機構などの公的住宅の集会施設、各分譲マンションなどの集会室、寺院、神社などが集会所の機能を果たしています。

※6 「指定管理者制度」とは、公の施設を行政以外の団体が管理運営を行う制度のこと。

4

地域コミュニティ活性化に向けた方向性

(1) 地域コミュニティの圏域

茨木市における地域組織の活動圏域では、地区連合自治会や地域組織である公民館区事業実施委員会、校区こども会育成連絡協議会、青少年健全育成運動協議会、小学校PTA、自主防災会、地区福祉委員会、防犯協会支部など、これらの組織はほぼ小学校区を単位として組織されています。また、各小学校区には公民館、コミュニティセンターのいずれかの地域活動拠点が設置されています。

小学校区以外の圏域として、それぞれの自治会を区域とするものや中学校区などがありますが、小学校区は日常的にも顔の見える関係であり、その圏域を基礎に活動が行われてきた歴史もあることから、本市では小学校区域を目安に、地域コミュニティの圏域とします。しかしながら、歴史的な背景や生活圏などの経緯から、それ以外の圏域を否定するものではありません。

(2) 地域コミュニティのめざす方向性

地域コミュニティに、活力、魅力が生み出されるよう、一人ひとりの市民の力を活かしながら、以下のような「地域力」の向上をめざした市民主体の地域コミュニティづくりに向けて、地域、行政がともに力を合わせて取り組みを進めていきます。

◎ 住民が交流し連携する地域コミュニティ

人と人が信頼し合い、助け合う連帯意識のもと、住民自らが主体的に地域の課題解決に取り組むことが必要です。

地域内の多くの住民が出会い、交流・連携することによって、犯罪を防止し、災害の被害を最小限にとどめるなど、誰もが地域で安心して暮らせる社会づくりに努めるとともに、地域コミュニティの礎である自治会を中心に、様々な考え方を尊重し合い、助け合える地域コミュニティをめざします。

◎ 多様な主体の協働により活性化する地域コミュニティ

自治会をはじめとする地域組織、NPO、ボランティア団体、事業所、学校、行政など様々な主体が連携し、各々の強みを活かしながら、地域課題の解決にあたっていくことが求められます。

地域の防犯、防災、環境保全、高齢者福祉など、顕在化している課題に対し、それぞれの地域にどういう機能があれば解決に取り組むことができるのかを考え、それぞれの資源・ノウハウなどを組み合わせ、効果的な課題解決の方策を探っていくことが必要です。

多様な主体の協働により、多岐にわたる活動、市民ニーズに応じたよりよい公共サービスを提供し、総合的な活力を生み出すような地域コミュニティをめざします。

◎ 地域住民が自ら自律的に育む地域コミュニティ

茨木市では「まちづくりは地域の生活の場から住民自身の手で」を目標に、地域活動を促進しています。地域住民が自分たちの地域のあり方や地域の将来に向けた目標、ガバナンス※7のしくみを考え、地域でできることは地域で行っていくような、自律した地域づくりを進めていきます。

地域の諸問題の解決に向けた事業の計画立案、実施、評価、改善などに、主体的に地域住民が携わり、地域の資源（人材、物資、資金、情報）を効果的に活用し、地域社会の主体となって住民の意向にあった公共サービスを提供していける地域コミュニティをめざします。

※7 「ガバナンス」とは、「統治」と訳されますが、ここでは、組織が合意された一定のルールに基づいて運営され、継続的に維持されることを言います。

5

地域コミュニティの活性化に向けた方策



市民相互が交流・連携し、多様な主体によって自発的・自律的な地域コミュニティづくりが図れるよう、地域と行政が連携・協働し、役割分担をしながら、地域の課題解決に向けてともに取り組みを進めていくことが望めます。

(1) 地域が主体的に行う取り組み

① 協議の場づくり

地域組織が横の連携を広げて関係性を深め、地域が抱えている課題について互いに把握し、協議しながら解決していくことで、住民のニーズを捉えた住みよいまちの実現につながります。それゆえ、地域住民や地域組織が集まって情報交換をし、地域における課題や諸問題について話し合う場が必要となります。

単体の組織だけでなく、他組織との協力を得て協議の過程を重視し、事業などを実施していくことにより、より多くの地域住民にその内容の浸透を図ることができ、参加者数の増加につながります。夏まつりや防災事業などの取り組みを進めるときには、単体の組織だけにとどまらず、地域のあらゆる組織に積極的に声をかけ、協議への参加促進を図ることで、地域の連帯感がさらに高まります。

また、意思決定の場には、若い人からお年寄りまで幅広い意見が反映できるよう、多様な地域住民が一堂に会するようなくみづくりで、少数の意見にも耳を傾け、忌憚のない意見交換ができるようにします。多様な人たちが協議の場に参画することで、今まで地域活動に縁遠かった人たちもうまく巻き込みながら、地域活動のすそ野を広げていくことで地域のニーズや課題に対して柔軟に対応することが可能になります。

茨木市での 取り組み事例

- 地域のテーマ型組織が連携した夏まつり、体育祭などの地域行事の実施
- 地域円卓会議※8の開催

※8 「円卓会議」とは、ラウンドテーブルといわれますが、特に、結論を求めず、一定のテーマに対して、出席者の序列に関係なく平等に意見を出しあう会議の方法。

② 地域組織の活性化

将来のまちづくりの担い手となる子どもたちを含め、地域住民の多くが地域への愛着をもって活動に参加できるよう、地域への関心を高める活動内容の工夫をしていくことが必要です。

地域活動に子どもたちが参加することによって、家族も地域活動に関わっていくきっかけづくりになり、相乗効果も生まれます。

マンネリ化しがちな活動から、活気あふれる、魅力的な活動へと変わっていくよう、小中高生～大学生をはじめ、様々な年代の人たちが地域活動へと関わってもらえるような工夫をします。

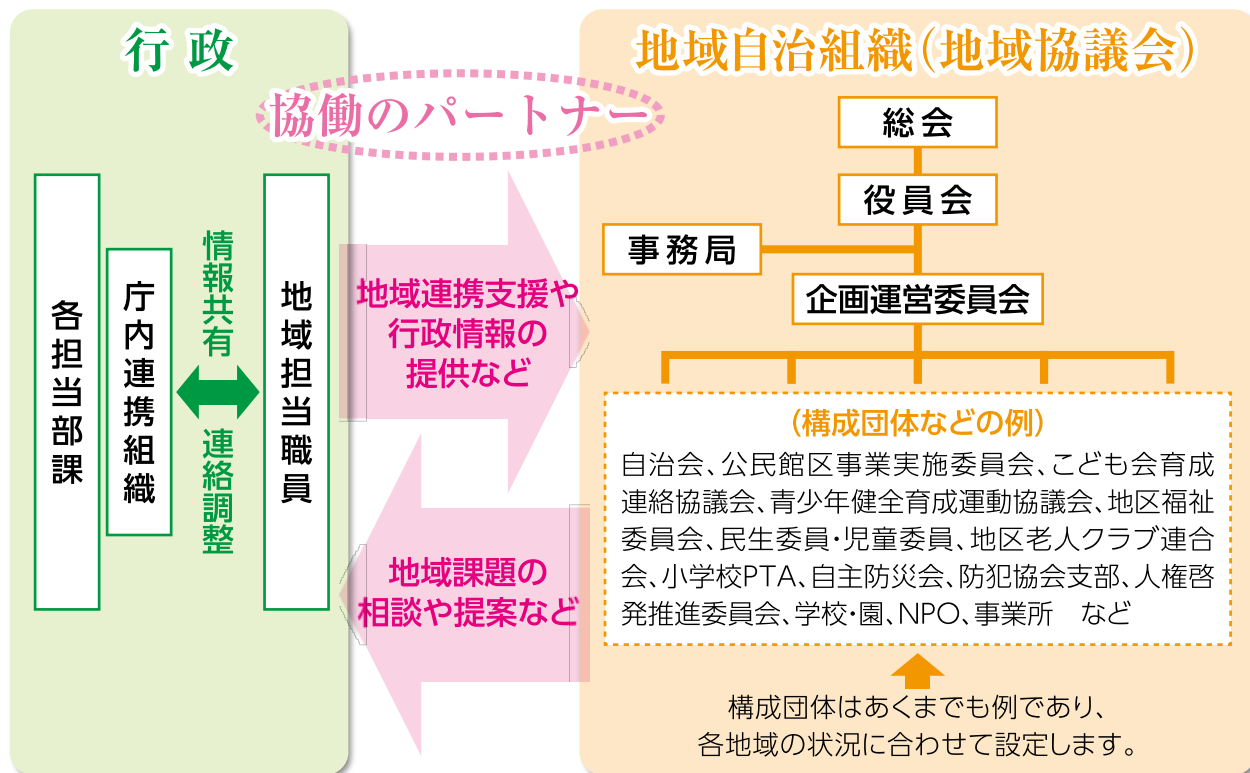
③ 地域自治組織（地域協議会）づくり

地域組織が各々単独で動くことによって、地域力が有効に機能しないことがあります。これを避けるため、地域に関わる団体の調整機能が必要であり、窓口の一本化を図ることによって幅広い活動内容や多様な担い手の確保などにつながり、地域の結束力を高めていくことが期待できます。そこで、地域の総合窓口であり、組織間の連携・協働を促す機能を担う統括的な組織として、「地域自治組織（地域協議会）」^{*9}づくりを推進し、地域内の組織の整理・統合化を図るようにします。「地域自治組織（地域協議会）」は、自治会のほか、公民館区事業実施委員会、こども会育成連絡協議会、青少年健全育成運動協議会、地区福祉委員会、民生委員・児童委員、地区老人クラブ連合会、小学校PTA、自主防災会、防犯協会支部、人権啓発推進委員会などという地域組織を中心に、学校・園、NPO、事業所などの参加も促します。

統括的な「地域自治組織（地域協議会）」を形成するためには、自治会、地域の各テーマ型組織、NPOなど、地域を基盤とする団体の意向を確認したうえで設立を図り、構成員は概ね地域住民全員となるよう試みます。地域の諸問題の解決に向け、それぞれ組織が持っている情報、知識、経験を合わせ、適切な主体が協働をしながら、事業を実施・運営していくようにします。「地域自治組織（地域協議会）」づくりにはいくつかの方法があります。

- 一から新しい組織をつくる。
- 現存する地域組織を軸に、横の連携を図って組織化し、その中から役員を互選する。
- コミュニティセンター管理運営委員会など、地域組織が集まって運営している既存の組織を活かして組織づくりをする。

また、統括的な「地域自治組織（地域協議会）」の形成においては、各々の地域実情に合わせて必要な機能を含んだ組織体制の整備を図ります。地域課題に対する解決策の企画・立案、実践の中心的担い手となる、コーディネート機能を持つ「事務局」を「地域自治組織（地域協議会）」内に設置することで、継続した組織運営が可能になります。



※9 「地域自治組織（地域協議会）」とは、「地域住民が自ら責任を持って、よりよい地域づくりに向けて、多様な主体が連携・協働して地域を運営する組織」のことを言います。

4 地域コミュニティ活動を先導する人材の発掘・育成

地域コミュニティを活性化していくには、地域を統括するリーダーや、主体的・積極的に地域の活動に参加する地域住民の存在が重要な要素になってきます。

現在、地域組織の多くが、役員の高齢化や後継者不足、参加メンバーの固定化、特に勤労者層、若い男性の地域活動への関心の低さを課題として捉えています。

今後は、地域活動におけるリーダーの資質向上と活動参加者の増加を促す工夫が求められます。そのためにも、ひとりの人がいくつもの組織の役員を重複して担うことによる負担軽減が必要です。たとえば、地域会合にその役員が欠席する場合、会員が代理で出席できるよう、組織体制や組織の役割分担を見直します。また、地域行事などの実施を通じて、地域活動を牽引、先導する人材の発掘に努めます。団塊の世代に対しても、地域活動への積極的参加を促し、地域活動の必要性・重要性についてアピールすることが必要です。

茨木市での 取り組み事例

● おやじの会の結成※10
(若い層の地域活動促進)

※10 「おやじの会」とは、PTAなどのOBがその団体の枠を超えて、地域や子どもたちのための活動や自らの親睦などのために結成された地域の任意組織。

⑤ 地域情報の共有化

地域活動を活発に展開するうえで、地域内外に活動やイベントなどを広く周知する情報発信の取り組みは重要であり、効果をもたらします。市内の地域で活動する各組織が会報誌などを通じて、個別に情報を発信する動きが定着化していますが、各組織が連携・協力して地域の活動を伝えていくことで、校区内の活動の全体像を知ることができ、各イベントなどのスケジュール管理も可能になるため、各組織への住民参加促進につながる可能性に期待できます。

また、各組織の行事などの情報を整理しながら、編集作業を積み重ねる過程において、関係者間の相互理解や情報共有が進み、横の連携の強化を図ることができます。

茨木市での 取り組み事例

- 地域新聞作成※11
- 地域ホームページ制作
- 地域カレンダー作成

※11 「地域新聞」とは、福祉や教育といったテーマにとらわれず、地域全体を網羅した新聞。「地域だより」「地域通信」など。

(2) 地域・行政との協働での取り組み

① 地域活動の財源確保

地域活動を活発化していくためには、運営資金の確保が不可欠であり、課題となっています。活動の運営費は、会費、行政からの補助金、寄付金などで賄われていることが多くっており、十分な資金を確保することが困難で、地域において必要な活動を実施できない実情も見受けられます。自主財源による収入や公募事業への参加などによる資金調達力を高めることで、より活発な活動を行えるようになり、質の高い市民サービスの提供につなげていくことが可能です。

行政は、地域の各組織が自主財源を確保していくための意識啓発、意識醸成を図り、多様な市民ニーズに対し、よりきめ細やかな市民サービスを提供できるよう、資金調達に必要なノウハウ、情報の提供をするなどの支援を行います。

② NPO、事業所など、多様な組織との連携・協働

専門性、先駆性、自律性を有するNPOやボランティア団体など、多様な団体が連携・協働していくことで、より効果的、効率的に課題解決につなげることができ、市民満足度の高いサービスを提供することが可能になります。

〈NPO、ボランティア団体などとの連携〉

地域活動の実態などを踏まえた中で、行政は自治会や地域組織に対し、地域の課題解決に必要なNPO、ボランティア団体などに関する情報の提供を行い、より効果的な活動の展開を支援します。

地域組織は、地域のニーズに対応した多様な主体が連携した体制づくりができるよう、行政から得た情報をもとに、NPOやボランティア団体などとの連携を図りながら、課題解決をめざします。

自治会や地域組織と、NPOやボランティア団体との連携については、目標や手法の違いのすり合わせや上下感の解消などの調整機能が求められるため、市民活動センターなどが、それぞれの組織間連携を図る調整役を担います。

〈学校との連携〉

学校は、地域に開かれた学校として住民への情報提供を行います。地域住民は、子どもたちの学習機会への協力などに取り組むことによって、見識が広がるとともに、地域コミュニティ形成が促進されます。学校が有する人材、ノウハウ、知恵・知識は、地域をよくする優良な社会資源であり、地域の課題解決などにも活用できます。

子どもたちは、社会体験活動、世代間交流など、地域住民との触れ合いの機会によって多様な価値観や地域の社会資源について知り、コミュニケーション力を高めます。また、まちへの愛着が育まれ、将来のまちづくりの担い手の育成につながります。

そのため、地域組織と学校は、相互理解を深め、連携を図ることの重要性を理解するとともに、地域行事における学校との協力関係の構築や、準備段階から連携する機会の創出に努めます。

〈事業所との連携〉

地域に点在する企業や様々な事業所は、サービス提供や経済活動を通じて地域社会と密接なつながりを持っており、昨今では企業のCSR活動^{※12}をはじめとして、地域社会とのつながりも深める動きが広がっています。また、災害時対応の充実化を図るため、日常から地域と事業所との連携のための関係づくりを進める動きが広がっています。

事業所は、迅速かつ専門的な対応や資機材確保、拠点の提供など、組織的な対策を実施することが可能であり、近隣の支え合いの一助となることができると期待されます。そのため、地域組織と事業所の連携をめざして、相互理解を深めるための身近な機会の創出が求められます。清掃活動や地域の夏まつりなどの行事へ参加することによって、相互の関係構築に効果が期待できます。それゆえ、事業所従業員が職場周辺の地域活動に気軽に参加できるよう事業所内のしくみづくりを進めます。また、地域からも事業所に行事などに参加してもらうよう働きかけます。

※12 「CSR活動 (Corporate Social Responsibility)」とは、企業の社会的な貢献活動のことを言います。

③ 自治会加入の促進

自治会では、子どもからお年寄りまで誰もが安心して暮らせる環境を守るため、防犯灯の維持管理や、美しいまちなみを保つための定期的な清掃活動を行っています。また、回覧板などの活用により、各々の世帯に対する情報周知を行い、行政や地域の情報が行き届くよう管理しています。これらの自治会活動は、地域のつながりを育む貴重な機会を提供していますが、単身世帯の増加や生活様式の多様化が進む中で、自治会加入率の低下が進んでいます。茨木市では、自治会の意義をより多くの住民に周知し、課題となっている自治会の会員数の減少などについて、地域と行政が協力して加入促進に取り組む必要があります。また、より魅力的で達成感のある自治会活動が展開されるよう、地域、行政双方が協力しながら取り組んでいくようにします。

〈地域が行う加入促進〉

地域は、行政と協力し、自治会未加入者や転入者に対する加入促進を積極的に行い、チラシなどの広報物の配布や説明会を開催します。

災害発生時や犯罪発生時の緊急情報や子どもの健康や教育のために不可欠な情報、ひとり暮らし高齢者などへの情報、個々の暮らしの中で必要不可欠な情報を提供する中で、自治会加入の必要性や意味を理解してもらいます。

地域住民が自治会に期待するニーズ把握に努めるとともに、地域の実情を踏まえた、意義深い、魅力ある事業を行うなど、自治会の会員以外にも参加を呼びかける機会を生み出し、自治会への加入につながるよう努めます。

また、小さな子どもを抱える世帯や、高齢者のみの要支援世帯に対しての役員免除の規定を作るなどの工夫をし、役員の負担が自治会の脱会につながらないような配慮を検討します。

〈行政が行う加入促進〉

自治会未加入者に対して、自治会の必要性、加入方法、自治会の魅力などをわかりやすく見やすくまとめ、市のホームページや広報誌などを用いてPRをします。自治会がない区域の住民に対して自治会への興味・関心を引き出し、自治会の立ち上げについて検討してもらえるよう促すとともに、必要に応じて自治会運営マニュアルなどを作成します。

転入者への配布物の作成にも取り組みます。転入届手続きの際に、窓口にて自治会加入を勧めるチラシなどを渡し、自治会紹介や加入促進を行います。

さらに、自治会役員交代時期に配慮し、新旧役員が自治会の重要性や引き継ぐべき事項について共通理解を持てるよう、自治会活動に積極的に取り組む役員の話や、自治会活動のノウハウを聞くことのできる説明会などを行うとともに、自治会加入を促すことのできるような施策を推進します。

〈地域と行政との協働での加入促進〉

自治会加入率の低い地域を把握し、行政と自治会が連携して自治会の意義を伝え、地域、行政がともに加入を促進します。

また、宅地開発やマンション開発が行われる際は、開発前から事業者などとも連携した加入促進の展開を図れるよう、地域と行政が協力しながら、自治会設立や加入に向け、協力を依頼していきます。特にマンションにおいては、管理組合を活用し、自治会の役員も兼任するような提案を行いながら、自治会の結成促進を図ります。

さらには、新しい人が入ってきやすい、開放的で魅力的な取り組みをしている自治会の活動情報があれば、様々な場面で紹介するなど、自治会加入促進に向けて方策を一緒に考えていくようにします。また、自治会が解散したときには、近隣の自治会へ加入できるよう、調整を図ります。

茨木市での 取り組み事例

- 自治会運営マニュアルの作成、自治会加入促進に向けたチラシの作成
- 時代（意識）の変化に合わせた自治会活動のあり方について検討

④ 地域まちづくり計画の作成

地域の諸問題、課題の解決に向けて、協力・連携をして取り組めるよう、「地域自治組織（地域協議会）」づくりができた地域においては、まちの将来像を描き、それらを実現していくための手順、方法、時期などをまとめた「地域まちづくり計画」を作成していくことは効果的です。将来像づくりは地域住民同士の共通理解を図るとともに、共通した価値観を形成していくことになります。

地域の自主性、主体性を尊重し、行政がその地域の将来像を協働して描くことで、行政計画や具体的な施策・事業へと地域の声を反映していくことが可能になります。

⑤ 支え合いのしくみづくり

安全で安心できる暮らしを地域で創造するには、防災対策の強化や犯罪・事故などの未然防止に向けて、地域住民の共助による支えあい、助けあいのしくみづくりが必要です。

茨木市では、防災活動への関心が高まっており、災害時における人材や物資などの確保や活動を進めるため、自治会や地域組織を中心に、事業所やNPOなどとも連携をした防災対策を効果的に進めます。

災害が起こると、安全な道を通って最も近い集合場所や避難場所に行くことが原則となっています。そのため、平常時から自らの校区住民間の信頼関係づくりを進めるだけでなく、近隣校区の地域

コミュニティとの連携を図る必要があります。

自主防災組織が中心に行う防災訓練には、役員だけでなく、多くの地域住民のほか、病院、学校、事業所の関係者も参加できるよう、無理のない範囲での情報周知や丁寧な声かけを徹底します。また、自分たちの地域は自分たちが育て、守るという意識醸成を図ります。

⑥ 人材育成研修会

地域活動を活性化していくには、リーダーや役員など、活動の中核を担う人材の発掘とスキルアップが必要です。市内においても、リーダー、役員の高齢化に悩む声があがっており、やる気のある若いリーダー人材を育成していくことが求められています。

そこで、リーダーとしての資質向上を図っていけるよう、行政の側面的支援を受けながら、地域主体で人材育成に向けた研修などの開催について検討します。

人材育成研修開催にあたっては、地域主体で実施をすることが難しい場合、市民活動センターなどへの協力要請を試みます。

(3) 行政の取り組み

① 地域活動拠点の整備

現在、地域活動拠点の整備状況は校区によって異なります。コミュニティセンターに公民館が併設している校区と、独立した施設である公民館のみを設置している校区があります。今後の市の対応方針として、より多くの住民が利用でき、自発的な活動ができる環境づくりを醸成するため、公民館のコミュニティセンター化を進めます。コミュニティセンターの管理運営は指定管理者方式とし、住民の力による管理運営として、地域自治力の向上を図ります。地域運営の代表的な組織である、「地域自治組織（地域協議会）」などがコミュニティセンターの管理運営を担えるよう支援します。

その後は、地域の事務事業を効率的・効果的に推進すべく、地域各組織がいつでも自由に利用できる事務所・集会機能と、様々な団体への貸し館機能を有する地域活動拠点として整備を図ります。

② 地域担当職員制度の推進

茨木市では、地域の連携促進を図り、地域との顔の見える新たな関係づくりを進めるため、平成20年度（2008年度）から地域担当職員制度を設けています。

地域担当職員は、自治会、公民館区事業実施委員会、地区福祉委員会、小学校PTA、青少年健全育成運動協議会など、各組織が集まる会議や行事に参加する中で、地域の実態を把握し、地域住民が前向きに協議の場を運営できるよう促します。協議の過程を活用し、地域組織が横の連携を深め、地域が一つとなるよう意欲を引き出すなどの支援をします。

また、校区ごとに地域課題を把握し、「自分たちの地域を自分たちで守る」という地域づくりについて、地域とともに具体的な方策を探り、各担当課との連絡調整を担い、行政と地域との協働による地域づくりを進めていきます。

今後、地域担当職員配置の拡大に向けて、各々の地域組織の代表が集まる機会などに赴き、制度の周知を図ります。

③ 職員の意識改革

地域組織が取り組んでいる諸問題に柔軟かつ適切に対応し、住民自治の地域づくりを庁内全体で支援するため、職員の意識改革を図ります。全市職員に対して、地域コミュニティ基本指針や地域担当職員制度に関する周知と理解を進めます。庁内発信などを活用し、地域担当職員が担当地域から持ち帰った案件など、必要な情報が各担当課にスムーズに引き継がれ、部局間連携や地域組織との協働など、有効な手法を用いて地域課題が解決されるよう努めます。

また、市職員は、可能な限り自らの居住する地域の活動などに積極的に参加し、活動の経験値や生活者としての意識を育むとともに、職場においてもその経験などを生かし、さらに市民の視点に立った行政運営に貢献できるよう努めます。

④ 地域活動への財政支援

各担当課ごとに資金を出しているのは透明性があり、直接的に効果が見えますが、それぞれに出している少額補助金などは使いづらいという声もあります。そこで、小学校区単位にまとめ、地域住民の声を反映し、地域の課題に重点的に活用していくような統合補助金、一括交付金などについても検討し、地域課題への取り組み、事業などに活用できるようにします。

一括交付金は地域の実情に合わせて、「地域自治組織（地域協議会）」の自主的判断に基づいたかたちで、住民合議のうえで用途を決めていくようにします。

⑤ 様々な情報や機会の提供

市内各地の地域活動や地域コミュニティに関連する施策などの情報を積極的に発信するとともに、行政の持つ情報収集力によって、様々な統計データなどを提供し、それぞれの地域活動に役立ててもらえるように努めます。また、市民活動センターが様々なコーディネート役を担う中間支援組織的な役割であることから、地縁組織とNPO等とを結ぶ場として、位置づけていくようにします。

⑥ 横断的な組織体制（庁内連携組織）づくり

縦割り行政システムの弊害を軽減し、庁内連携による様々な地域課題の解決に向け、また、地域コミュニティに関する施策を推進していくため、庁内の横断的組織を作り、行政内の各部局が地域とともに進めていくための事業における体制整備を図ります。

そして、地域コミュニティに関連する施策については、企画調整を行ったうえで、地域により効果的な施策や事業提案ができるようにします。

(1) (仮称)茨木市地域コミュニティ 基本指針検討委員会

◎学識経験者、実際に地域活動に携わっている市民らの声を指針に反映するため、上記委員会を設置し、指針策定に向けての検討を行った。(次ページ設置要綱参照)

検討経過

回数	日時	内容
第1回	平成23年 6 月24日	委嘱状交付、委員長等選任、今後のスケジュール等について
第2回	平成23年 8 月23日	市民アンケートの結果報告 地域活動団体の現状 NPO等の現状 地域活動拠点の現状
第3回	平成23年10月11日	地域内連携の必要性、意義 地域内連携のエリアの考え方 地域連携における諸団体の役割、機能 地域連携を考えていく上での注意点
第4回	平成23年11月24日	茨木市におけるコミュニティ施策等 行政からの支援
第5回	平成23年12月21日	第1回～第4回までの振り返り 今後の指針の方向性
第6回	平成24年 1 月25日	基本指針案の検討
第7回	平成24年 2 月23日	基本指針案の検討
第8回	平成24年 3 月22日	検討結果の報告

(仮称)茨木市地域コミュニティ基本指針検討委員会名簿

区分	氏名	役職等
学識経験者	齋藤 雅通	立命館大学経営学部 教授
学識経験者	阿部 圭宏	NPO法人 市民熱人 代表
自治会関係者	山口 正弘	茨木市自治会連合会 会長
自治会関係者	香川 とく子	前 学園北住宅自治会 会長
公民館関係者	秋元 文孝	茨木市立公民館長連絡協議会 会長
コミュニティセンター関係者	池上 日出雄	豊川コミュニティセンター 管理運営委員会 委員長
青少年健全育成運動協議会関係者	浜野 宏樹	青少年健全育成運動協議会 会長連絡会 会長
地区福祉委員会関係者	森下 恭子	水尾地区福祉委員会 委員長
公募市民委員	岡野 清幸	
公募市民委員	上村 智子	

※役職等は委嘱時のものです。

(仮称)茨木市地域コミュニティ基本指針検討委員会設置要綱

(設置)

第1 本市の地域コミュニティの現状を踏まえ、今後の地域コミュニティの在り方や方向性等を協議し、その指針となる(仮称)茨木市地域コミュニティ基本指針の検討を行うための(仮称)茨木市地域コミュニティ基本指針検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2 委員会は、(仮称)茨木市地域コミュニティ基本指針に関する事項について協議し、市長に意見を述べるものとする。

(組織)

第3 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 市民

(2) 地域活動を推進する団体に属する者

(3) 学識経験者

(任期)

第4 委員の任期は、委嘱の日から平成24年3月31日までとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第5 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7 委員会の庶務は、市民生活部において処理する。

(秘密の保持)

第8 委員会の委員は、職務上知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第9 この要綱に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、市長が定める。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成24年3月31日限り、その効力を失う。

(2) 政策推進会議行政経営部会 地域コミュニティ推進検討部会

◎市民らの検討結果報告を受け、部長級職員をメンバーとする上記検討部会並びに実際にコミュニティに関連する課長をメンバーとする実務担当者会議を設置し、具体的な庁内検討を行った。

検討経過

第1回検討部会	平成24年6月22日	本検討部会の設置 基本指針案について
第1回実務担当者会議	平成24年7月10日	本実務担当者会議の設置 基本指針案について
第2回実務担当者会議	平成24年7月20日	基本指針案について
第2回検討部会	平成24年7月27日	基本指針成案について
第3回検討部会	平成24年9月14日	基本指針案へのパブリックコメントについて

検討部会構成員

総務部長 企画財政部長 市民生活部長(部会長) 健康福祉部長 こども育成部長 産業環境部長
都市整備部長 建設部長 教育委員会管理部長 同学校教育部長 同生涯学習部長 消防長

実務担当者会議構成員

市民生活部長(議長) 総務課長 危機管理課長 政策企画課長 財政課長 市民活動推進課長
福祉政策課長 高齢介護課長 子育て支援課長 保育課長 環境政策課長 環境事業課長
まちづくり支援課長 建設管理課長 道路交通課長 公園緑地課長 消防本部総務課長
教育委員会教育政策課長 同施設課長 同学校教育推進課長 同地域教育振興課長
同市民学習課長 同青少年課長 同スポーツ振興課長

(3) パブリックコメント

- ①募集期間 平成24年8月8日～9月3日(27日間)
- ②設置場所 コミュニティセンター、公民館、市役所情報ルーム、北辰出張所、
市民活動推進課事務室、市ホームページ
- ③意見提出数 3人 86件

(4) 地域コミュニティに関するアンケート調査結果

調査目的

地域コミュニティの推進を図るための取り組みを検討する際の基礎的な資料を得るため、「地域コミュニティに関するアンケート調査」を実施した。

調査実施期間

平成23年7月20日(水)～8月12日(金)

調査実施方法

(1) 調査対象者: 18歳以上の市民 (2) 抽出方法: 無作為抽出
(3) 配布及び回収: 郵送法(郵送配布・郵送回収)

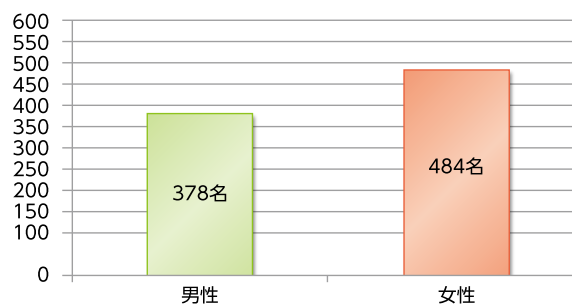
担当課

市民生活部 市民活動推進課

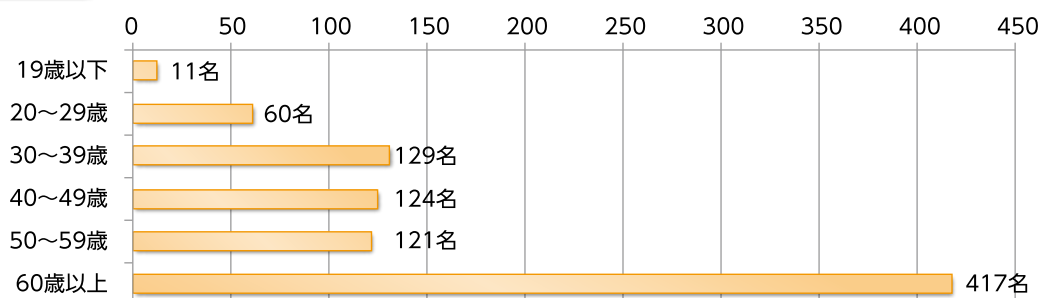
回収結果

(1) 発送数 2000件 (2) 回収数 862件 (3) 回収率 43.1%

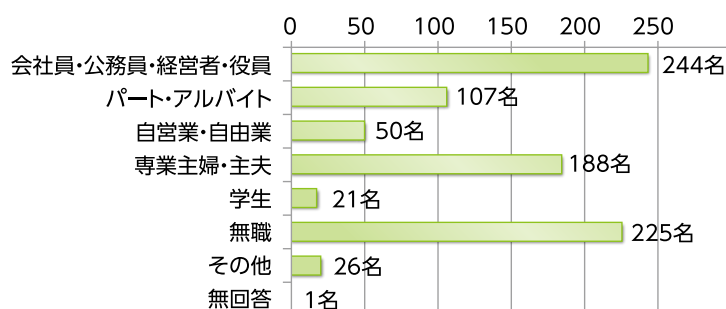
問.1 あなたの性別を教えてください。



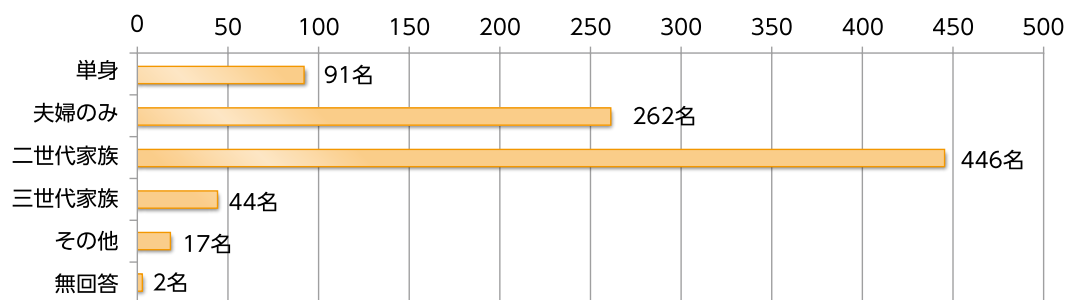
問.2 あなたの年齢を教えてください。



問.3 現在のあなたのご職業は何ですか。(○はひとつ)

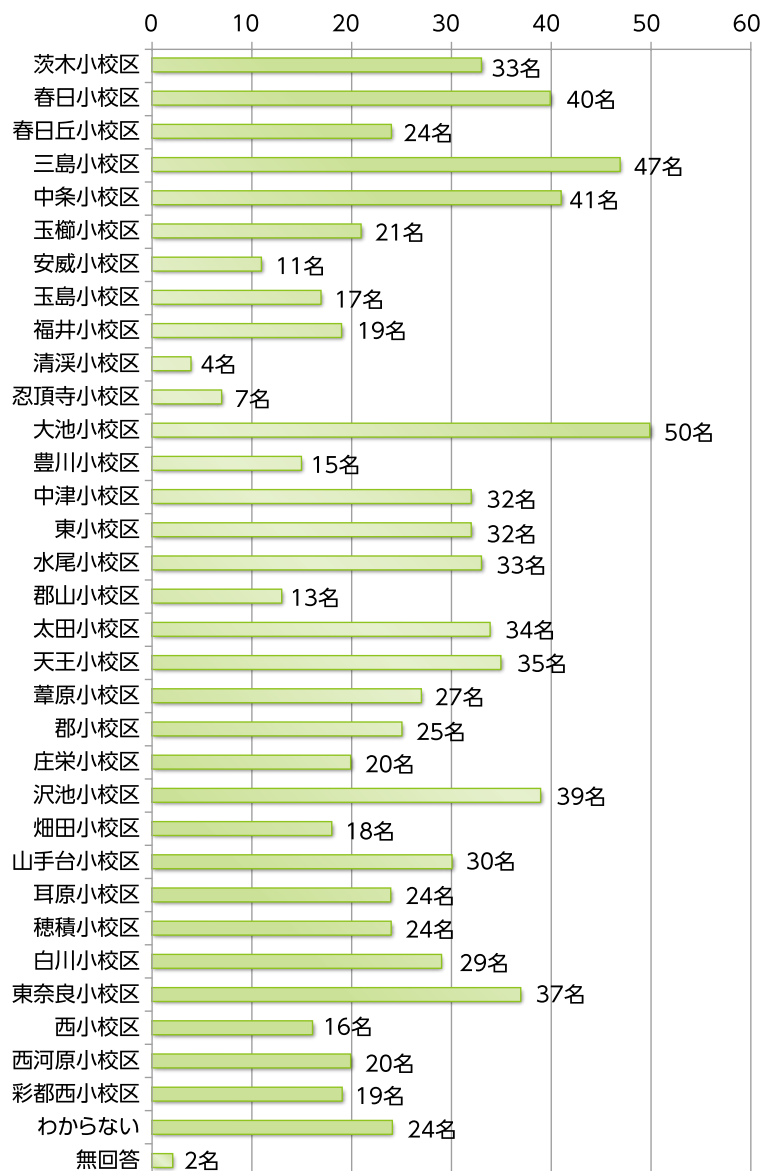


問.4 同居している家族についてお伺いします。

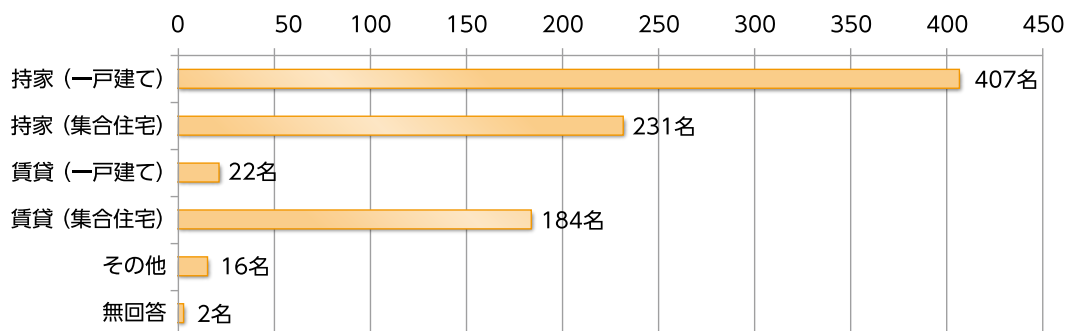


【その他】◎施設入所 など

問.5 あなたが住んでいる小学校区はどこですか。

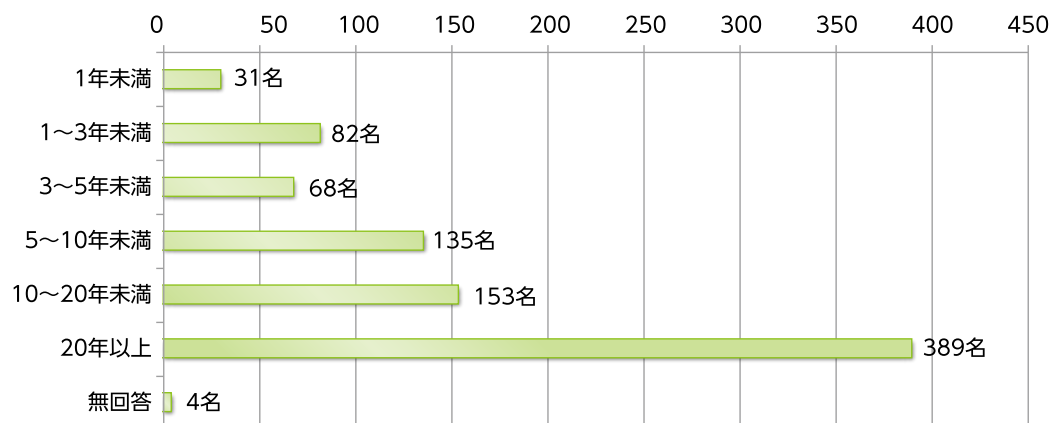


問.6 あなたの居住形態についてお聞かせください。

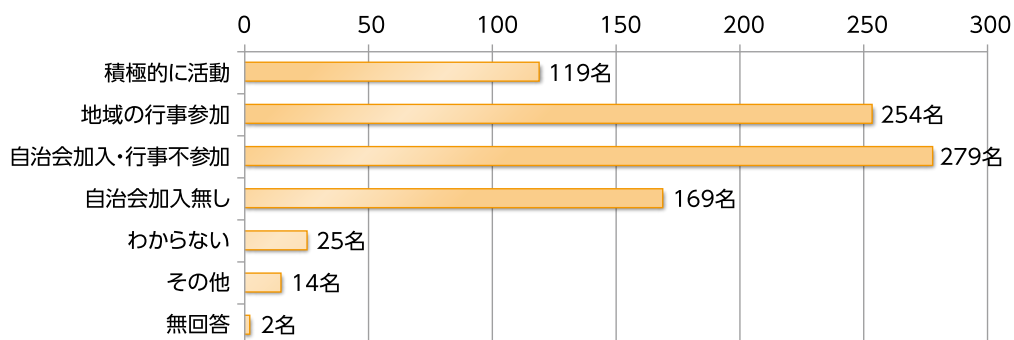


【その他】◎社宅 など

問.7 今のところにお住まいになって、何年になりますか。

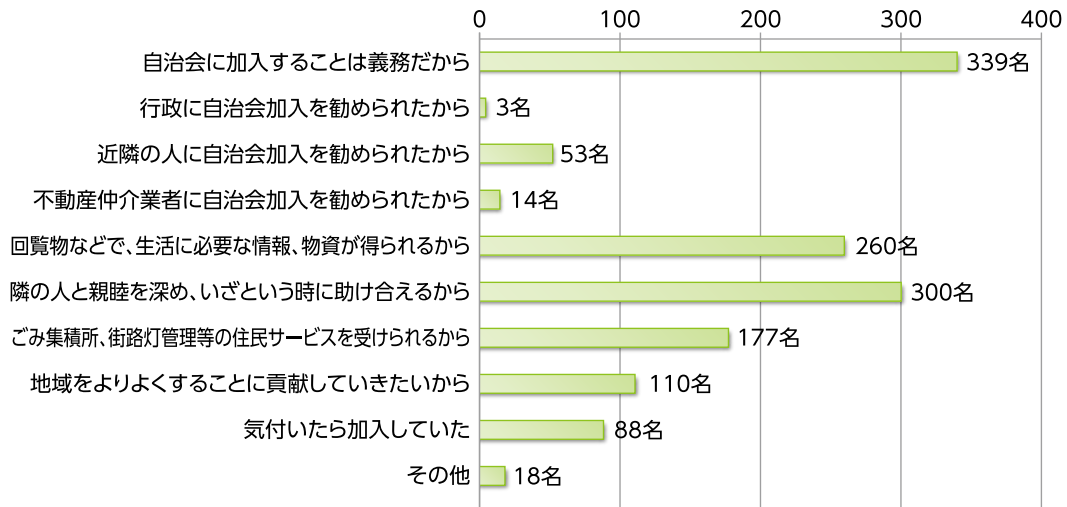


問.8 あなたの世帯は、自治会に加入していますか。また、地域の活動にどのように参加していますか。（○はひとつ）

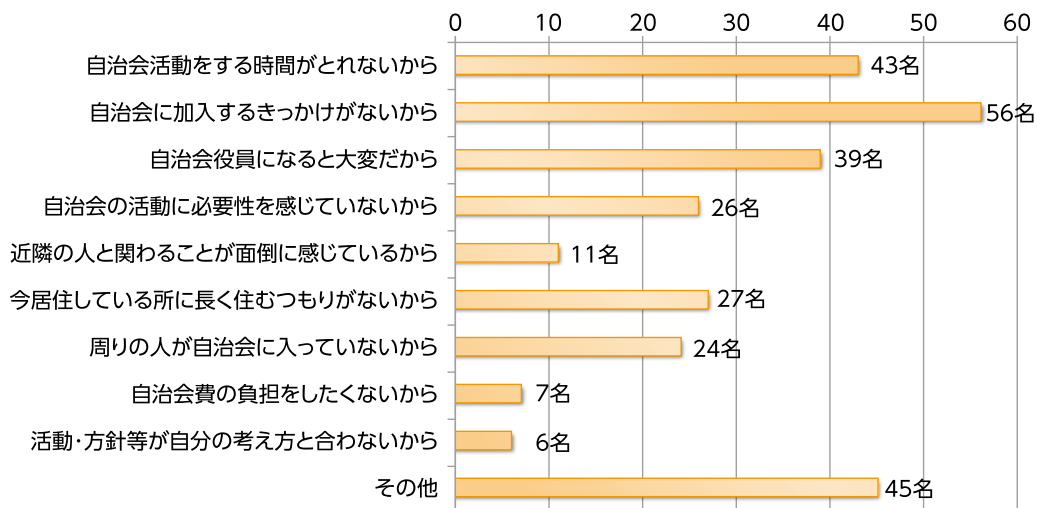


【その他】◎自治会に加入して家族が参加している ◎自治会がない ◎親に任せている など

問.9-1 あなたの世帯が自治会に加入している理由は？（〇は3つ以内）



問.9-2 あなたの世帯が自治会に加入していない理由は？（〇は3つ以内）



【その他】

- ◎引っ越してきた時点でマンションは自治会に入っていなかった、自治会が無い
- ◎自治会は必要と考えていますが、廃止となった ◎2年前、地域全体で退会した
- ◎自治会があるか知らない ◎社宅のため必要なし ◎転勤が多い
- ◎自治会の説明がない(案内が来ない) ◎家主の意向 ◎機会がない
- ◎近隣の方が誰も入っていない ◎加入方法がわからない
- ◎誰に言えばいいのかわからない
- ◎具体的にどのような活動をしているのかを知らされていない為

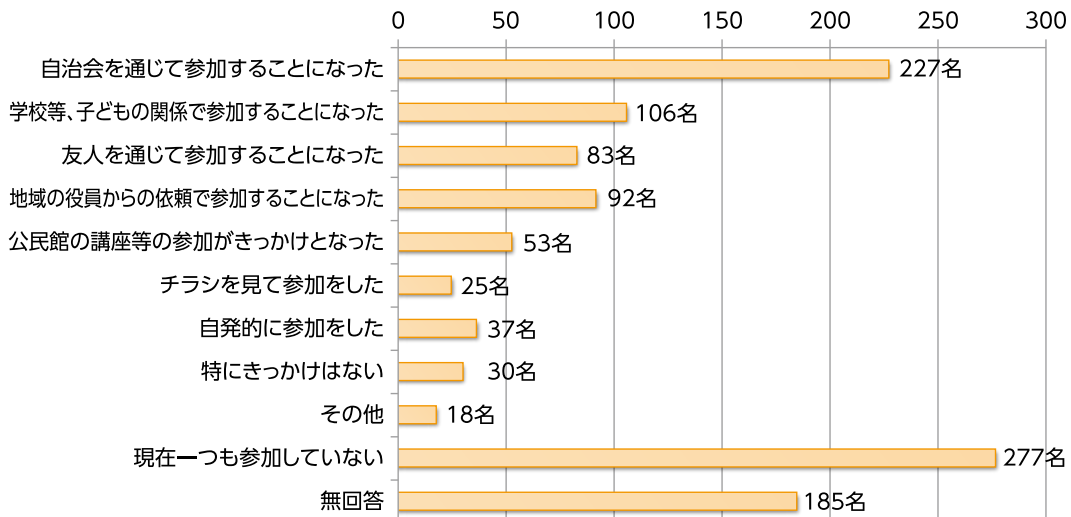
問.10

次にあげる地域コミュニティ活動に参加していますか。
また、今後は参加したいと思いますか。

	現在、活動に参加しており、 今後も参加したい	現在、活動に参加しているが、 今後は参加しない	現在、活動に参加していないが、 今後は参加したい	現在、活動に参加していないし、 今後も参加しない	わからない	無回答
① 地震、風水害等に備える自主防災の活動	83	8	346	155	210	60
② 地域の安全を見守る、防犯・パトロール活動	88	11	239	231	222	71
③ ごみ収集・花植替・清掃などの環境活動	242	13	190	171	189	57
④ 高齢者、障がい者などに対する福祉活動	43	7	246	215	277	74
⑤ 子育て支援に関する活動	47	7	204	268	256	80
⑥ 青少年健全育成に関する活動	33	8	164	303	271	83
⑦ こども会、PTA活動	75	15	109	365	215	83
⑧ 地区体育祭などのスポーツ活動	137	23	130	311	189	72
⑨ 趣味の活動や文化展などの文化活動	114	10	207	268	198	65
⑩ 地域イベント(お祭りなど)の運営	118	21	144	282	212	85
⑪ 歴史、文化の継承活動	28	8	167	262	301	96
⑫ 生涯学習の推進活動	42	7	190	235	293	95

問.11

あなたが問10の地域コミュニティ活動に参加するようになったきっかけはどのようなことですか。(〇は3つ以内)

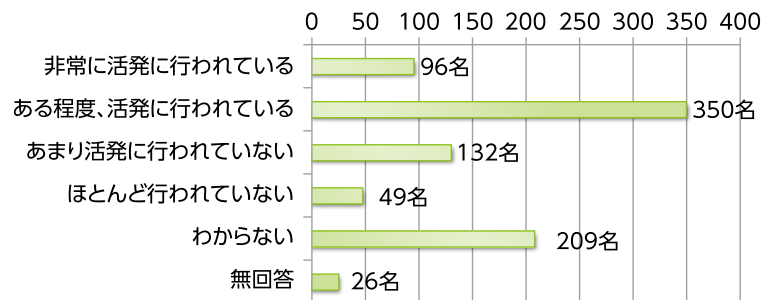


【その他】

◎認知症にならないように ◎活動に賛同した ◎病気である ◎お祭りの寄附のみしている
◎順番で回るごみ当番をさせていただいている ◎市報を見て里山活動に参加

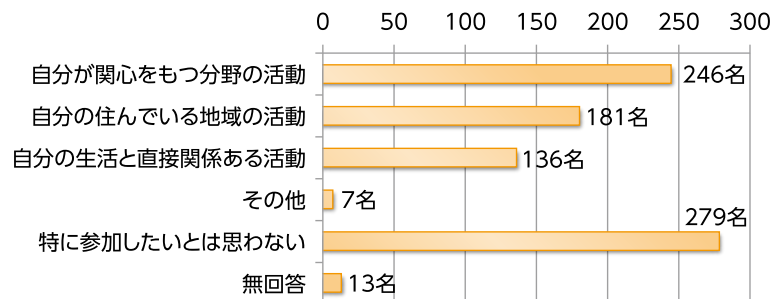
問.12

あなたが住んでいる地域で、問10で示した地域コミュニティ活動は活発であると思いますか。(〇はひとつ)



問.13

あなたは、どのような地域コミュニティ活動に参加したいと思いますか。(〇はひとつ)

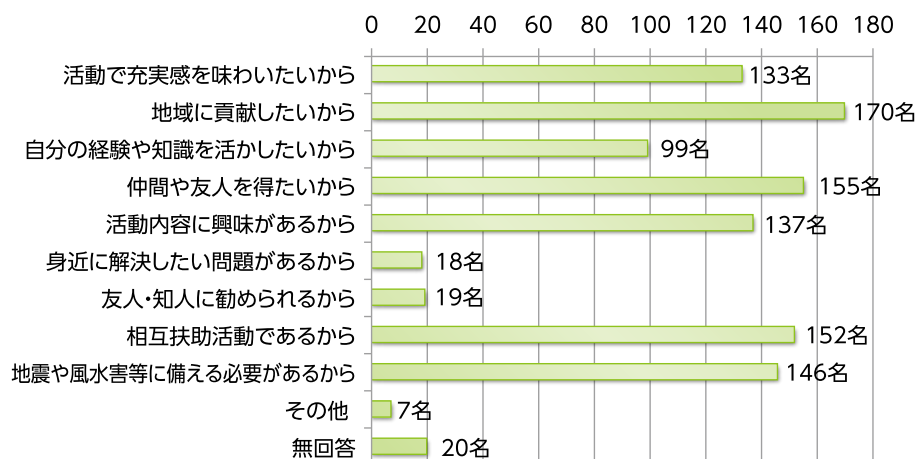


【その他】

- ◎体力的なことから自分にできることしか参加することができない
- ◎案内がないのでよく分からない など

問.14-1

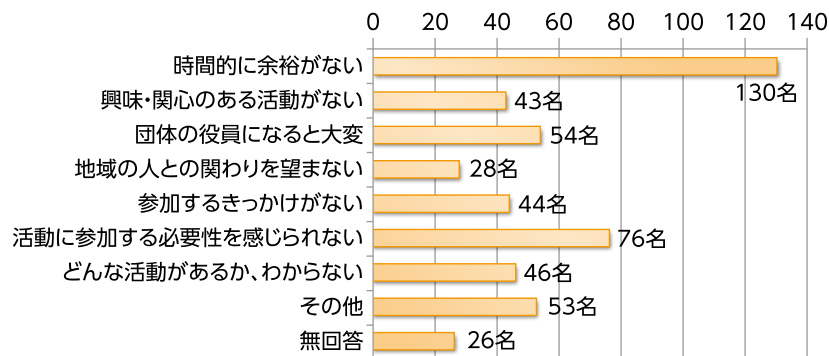
あなたが、地域コミュニティの活動に参加したいと思う理由は何ですか。(〇は3つ以内)



【その他】

- ◎義務だから ◎楽しみ
- ◎貢献することで自己満足 ◎充実感を味わえるから
- ◎公園の清掃などは治安のために参加したい など

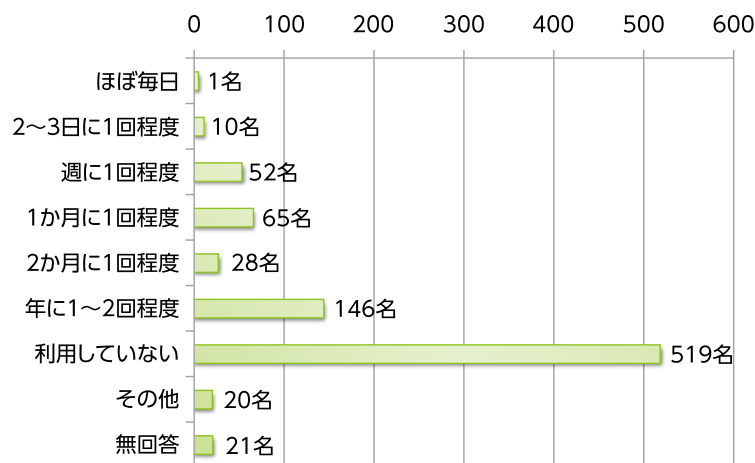
問.14-2 あなたが、地域コミュニティの活動に参加したいと思わない理由は何ですか。
(○は3つ以内)



【その他】

- ◎高齢だから ◎体調を崩してやめた ◎親の介護で手が離せない
◎病人がいる ◎障害がある ◎人の付き合いが苦手 など

問.15 茨木市では地域活動の拠点として、小学校区に公民館もしくはコミュニティセンターを設置しています。過去1年間で、あなたは公民館もしくはコミュニティセンターをどの程度、利用しましたか。(○はひとつ)

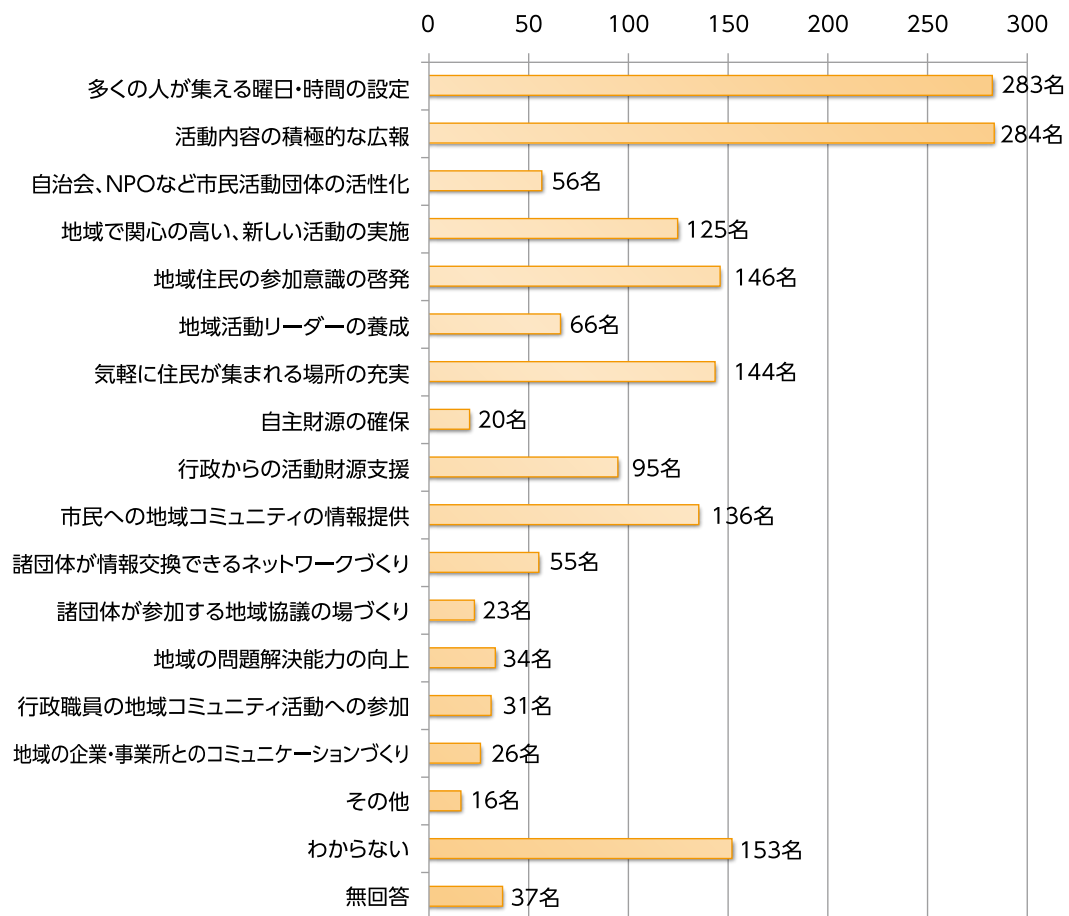


【その他】

- ◎健康面から利用していない ◎多忙で現在は利用していない
◎1ヶ月に2回程度
◎講座を受けているときは半年間、毎月利用している

問.16

あなたの地域のコミュニティ活動が、さらに活性化するためにどんなことが必要だと思いますか。(○は3つ以内)

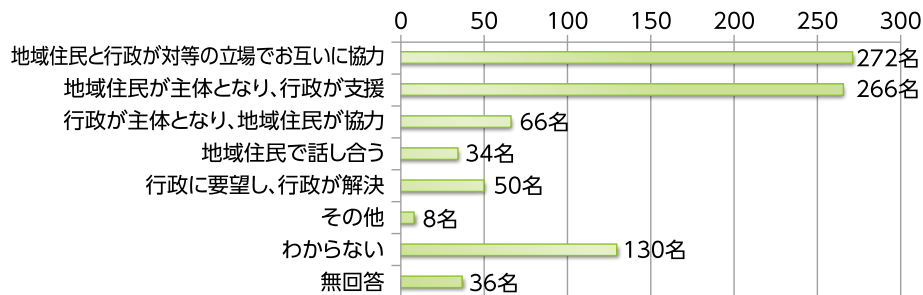


【その他】

- みんなが参加できるだんじりなどイベントがあれば、考え方も変わるかなあと思う
- 新人は入りにくい
- 若者が参加するコミュニティ活動を増やす
- 昔からの住人と新しい住人の垣根をとること
- 興味がない人にも意識に残る広報にしないと意味がない
- 場所などをわかりやすくしてほしい
- 活動内容を明確にする
- 高齢化社会に伴う支援などの定期的な説明会を開催するなど、各地区市民への情報提供が必要
- SNSの活用
- 会場予約などのトラブルの解決が必要
- 義務などではなく、皆が進んで活動できるようなコミュニティづくり
- コミュニティ活動の重要性やポジションの向上が必要
- 10年余老々介護の日々、何も参加できない
- 自分の生活のために時間・労力で手いっぱい、ゆとりがあればコミュニティ活動に参加できる

問.17

地域が抱える様々な課題を解決するため、地域住民と行政はどんな関係を保つことが望ましいと思われますか。（○はひとつ）

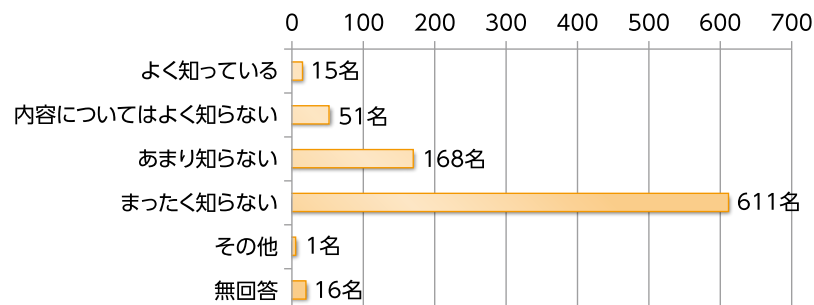


【その他】

- ◎課題や内容により切り分けるべき
- ◎権利と責任を地域住民へ渡す

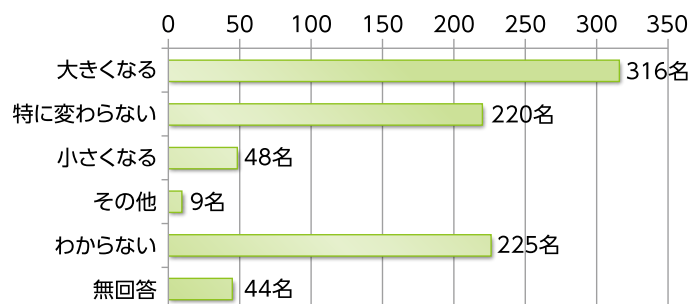
問.18

本市では、平成20年度より、市職員が地域コミュニティの必要に応じて地域に出向き、市の情報を提供するなどの支援を行う「地域担当職員制度」を導入していますが、ご存じですか。（○はひとつ）



問.19

これからの自治会や地域団体などの地域コミュニティ活動の果たす役割についてはどう思いますか。（○はひとつ）

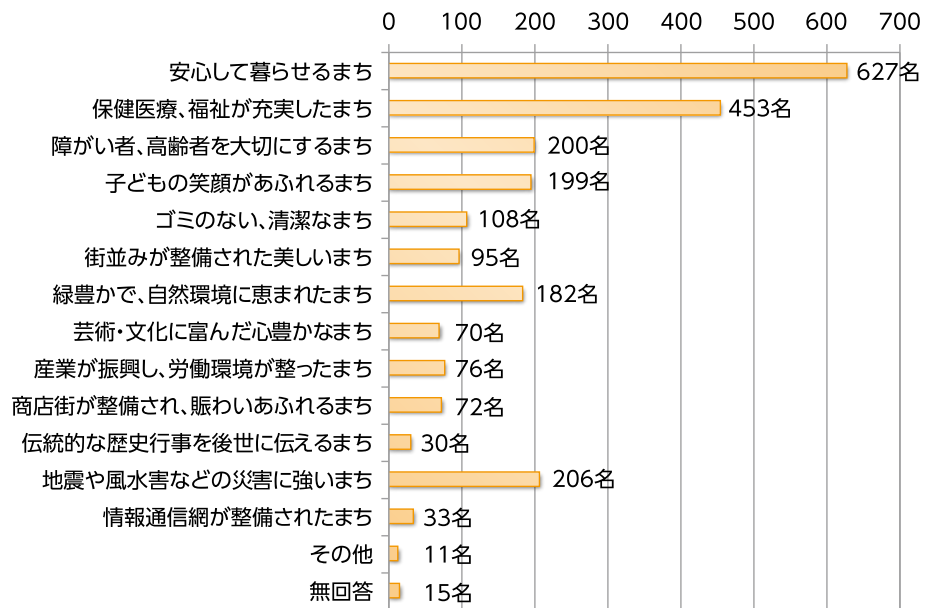


【その他】

- ◎大きくなって欲しいが、行政が民間委託していってしまうと小さくなってしまう
- ◎今の自治会は発足当初より大幅に加入者が減り、いずれは無くなることも考えられる状態である

問.20

あなたは将来、自分の住むまちがどのようなまちになってほしいと思いますか？
(○は3つ以内)





〈発行〉

平成24年(2012年)10月

〈編集・発行〉



茨木市 市民生活部 市民活動推進課

〒567-8505 茨木市駅前三丁目8番13号

電話 072-620-1604 FAX 072-622-7202

E-mail cad@city.ibaraki.lg.jp
